



# 足立区長定例記者会見

平成25年9月6日(金) 午後2時00分～  
足立区役所 南館8階 特別応接室

## 《 次 第 》

- 1 平成24年度普通会計決算の状況
- 2 公契約の品質確保に向けて  
足立区公契約条例を制定 . . . . . 1
- 3 駅前滞留者・帰宅困難者対策を強化  
災害時の情報発信と情報収集機能をさらに充実 . . . . . 11
- 4 いざというときに頼れるスマホ用アプリ  
「足立区防災アプリ」登場! . . . . . 13
- 5 業務の効率化と区民サービス向上を目指して  
国民健康保険業務、会計・出納業務の外部化 . . . . . 14
- 6 あだちをデザインし、まちの魅力を創出  
まちづくりを戦略的に誘導 . . . . . 18
- 7 新出資料も盛り沢山 郷土博物館特別展  
「大千住展」- 町の繁栄と祝祭 - 開催 . . . . . 20
- 8 そ の 他
- 9 質 疑

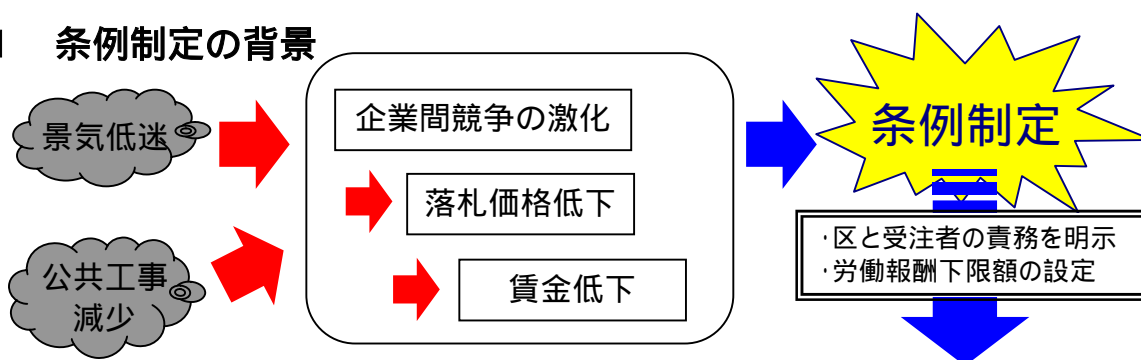
【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816

**「美しいまち」は「安全なまち」**  
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区  

# 公契約の品質確保に向けて 足立区公契約条例を制定

全国的に景気低迷を背景とした、公共工事での低価格競争が散見され、契約履行の質の低下、労働環境の悪化等が懸念されています。平成25年5月に実施した新労務単価の運用に係る特例措置に続き、平成26年4月の施行に向けて、公契約条例の制定に取り組みます。

## 1 条例制定の背景



- ・ 建設業事業所数 (3,062) は 23 区で 1 位
- ・ 従業員数 4 名以下が約半数 (1,593)



## 2 条例で定める事項

### 適用する契約の範囲

- ・ 予定価格 1 億 8 千万円以上の工事または製造の請負契約 (年 10 本程度)
- ・ 予定価格 9 千万円以上の工事または製造の請負以外の請負契約で、規則で定めるもの (労働者を雇用する委託契約等、年 10 本程度)

### 適用労働者の範囲

- ・ 下請負、孫請負に限定せず、実質的に労働者と同様な、いわゆる一人親方や派遣労働者も含め、全ての労働者に適用

### 労働報酬審議会

- ・ 事業者代表、労働者代表、学識経験者 (計 6 名以内) で構成する審議会で、公共工事設計労務単価等を勘案し、労働報酬下限額を調査、審議

### 労働報酬の支払いの確認

- ・ 受注者に労働状況台帳の作成、保管、管理を義務付け
- ・ 区は指定する期日に確認 (契約時に確認し、その後必要に応じて確認)

## 条例違反に対する区の対応

・賃金等が労働報酬下限額未満であることを確認 受注者への是正措置

・立入調査を拒否  
是正命令に従わない  
虚偽の報告 等

契約解除が可能

受注者の損害に責任を負わない  
違約金徴収が可能  
受注者名等を公表

・公契約の趣旨と特約条項に違反 指名停止措置

## 公契約等審議会

- ・要綱で設置している足立区入札等監視委員会の名称と所掌事務を変更
- ・学識経験者3名で構成
- ・入札及び契約手続の運用状況や苦情申立に関する調査、審議に加え、公契約条例や区の契約制度の適正なあり方について調査、審議を追加

## 指定管理者への適用

- ・指定管理者と区との間で締結する公の施設の管理に関する協定にも適用
- ・適用する協定の範囲は、規則で規定

## 3 足立区公契約条例の特徴

工事請負契約だけでなく、委託契約や指定管理者との協定も対象とする。  
区の契約制度などは、公契約等審議会が公平・中立な立場で調査、審議する。  
労働条件の確保、労働環境の整備を受注者に要請することを区の責務とする。  
(契約の特約条項に明記し、違反した場合には契約違反とする)  
地元事業者の育成を規定し、区内業者優先の方針を法令上も明示した。

## 4 今後の予定

平成25年 9月	区議会第3回定例会に条例(案)を提案
平成25年11月～12月	労働報酬審議会を開催
平成26年 4月	条例施行

【問合せ先】 総務部 契約課長

渡邊 昌道

電話(3880)5832

## 足立区公契約条例（案）

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 5 条）

第 2 章 公契約に定める事項等（第 6 条 第 8 条）

第 3 章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第 9 条 第 12 条）

第 4 章 公契約の適正な履行の確保（第 13 条 第 15 条）

第 5 章 公契約等審議会（第 16 条）

第 6 章 補則（第 17 条・第 18 条）

### 付則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ） 公契約 区が発注する工事、製造その他の請負の契約をいう。
- （ 2 ） 受注者 公契約を区と締結する者をいう。
- （ 3 ） 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

（4）労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

（5）賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区は、公契約における法令遵守を徹底させるとともに、次に掲げる事項を公契約の実施に係る基本方針とする。

（1）公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること。

（2）労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること。

（3）地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること。

（4）入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること。

（5）談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（区の責務）

第4条 区は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に

のっとり、公契約に係る総合的な施策を講じなければならない。

- 2 区は、基本方針にのっとり、地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作らなければならない。
- 3 区は、別に定める工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保しなければならない。
- 4 区は、公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対し要請しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 公契約に定める事項等

(適用範囲)

第6条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億8千万円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち、区長が別に定めるもの

(公契約に定める事項)

第7条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、第9条第1項の規定により区長が定める労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限

額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

- ( 3 ) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の氏名、職種、従事した時間その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、当該記載事項について、区長が指定する期日までに報告しなければならないこと。
- ( 4 ) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。
  - ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲
  - イ 第 9 条第 1 項の規定により区長が定める労働報酬下限額
  - ウ 第 1 0 条の規定による申出をする場合の申出先
- ( 5 ) 受注者は、第 1 3 条第 1 項の規定による報告の求め又は立入調査に応じなければならないこと。
- ( 6 ) 受注者は、第 1 4 条第 1 項に規定する是正措置を講ずるよう求められた場合には、速やかに是正の措置を講じ、当該措置について、区長が定める期日までに、区長に報告すること。
- ( 7 ) 受注者が次条各号の規定に該当するときは、区は、公契約を解除することができること。
- ( 8 ) 前号の規定による公契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
- ( 9 ) 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。

( 契約解除 )

第 8 条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約を解除することができる。

- ( 1 ) 第 1 3 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

( 2 ) 第 1 4 条第 1 項の規定による命令に従わないとき。

( 3 ) 第 1 4 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

### 第 3 章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等

( 労働報酬下限額 )

第 9 条 区長は、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

( 1 ) 工事又は製造の請負の契約 区が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価

( 2 ) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務する臨時職員の賃金単価等

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第 1 2 条に規定する足立区労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

( 労働者等の申出 )

第 1 0 条 労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が前条の規定による労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

( 不利益取扱いの禁止 )



第 1 1 条 受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬審議会)

第 1 2 条 労働報酬下限額について調査、審議するため、区長の附属機関として足立区労働報酬審議会(以下「労働報酬審議会」という。)を設置する。

2 労働報酬審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、労働報酬審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 公契約の適正な履行の確保

(報告及び立入調査)

第 1 3 条 区長は、第 1 0 条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第 1 4 条 区長は、前条第 1 項の報告及び立入調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずること

を命じることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、区長は、当該措置について、区長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(公表)

第15条 区長は、第8条の規定により公契約の解除をしたとき、又は公契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を区長が定めるところにより公表することができる。

- 2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

#### 第5章 公契約等審議会

(公契約等審議会)

第16条 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として足立区公契約等審議会(以下「公契約等審議会」という。)を設置する。

- 2 公契約等審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札及び契約手続の運用状況について、調査、審議すること。

(2) 入札及び契約手続に関する苦情申立てについて、調査、審議すること。

(3) 前2号のほか、この条例の運用状況、区の契約制度の適正なあり方について、調査、審議すること。

- 3 公契約等審議会は、委員3人で組織する。

4 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約に関して審議及び調査を行うことができる学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、公契約等審議会の組織及び運営に関し

必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 補則

( 指定管理者との協定 )

第 1 7 条 地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 ( 以下「指定管理者」という。 ) と締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるものについては、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。

( 委任 )

第 1 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。ただし、第 1 2 条、第 1 6 条及び付則第 3 項の規定は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 第 6 条から第 1 1 条まで、第 1 3 条及び第 1 4 条の規定 ( 第 1 7 条の規定により適用する場合を含む。 ) は、施行日以後に公告し、又は通知する工事、製造その他の請負の契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ( 昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号 ) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区労働報酬審議会	日額 7 , 0 0 0 円
足立区公契約等審議会	日額 2 1 , 0 0 0 円

## 駅前滞留者・帰宅困難者対策を強化 災害時の情報発信と情報収集機能をさらに充実

東日本大震災当日は電車が止まり、北千住駅には大勢の帰宅困難者があふれ、駅前が大混乱しました。また、日光街道では、徒歩で帰宅する人たちの列が一晩中続きました。その際、区災害対策本部は駅周辺や日光街道等の状況を把握し、大勢の帰宅困難者らに正確な情報を伝達することに時間を要しました。そのことを教訓として、今回、電子看板（デジタルサイネージ）や定点カメラ等を設置し、情報発信や情報収集機能の充実を中心に北千住駅周辺の災害対策を更に、強化していきます。

### 北千住駅前滞留者・帰宅困難者等への対策の強化（都市安全確保促進事業：国補助事業） 【補正予算額199,036千円（区負担額149,037千円）】

#### （1）電子看板（デジタルサイネージ）の設置

災害の際、瞬時に、交通機関の運行状況や、一時滞在施設、ニュース等の情報を提供ができるよう、北千住駅の東西に電子看板（デジタルサイネージ）を設置します。帰宅困難者等が安全に避難や帰宅等ができるよう支援します。

#### 平常時の情報

- ・イベント等の千住の賑わいに貢献する情報の提供を予定
- ・周辺の観光等の案内
- ・交通機関の運行状況

#### 災害時の情報

- ・交通機関の運行状況
- ・周辺道路の状況
- ・一時滞在施設等の案内
- ・ニュース
- ・その他災害に関する事

#### デジタルサイネージイメージ



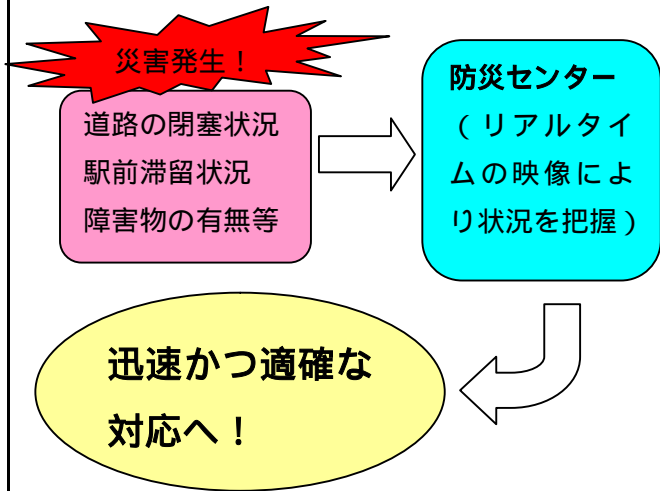
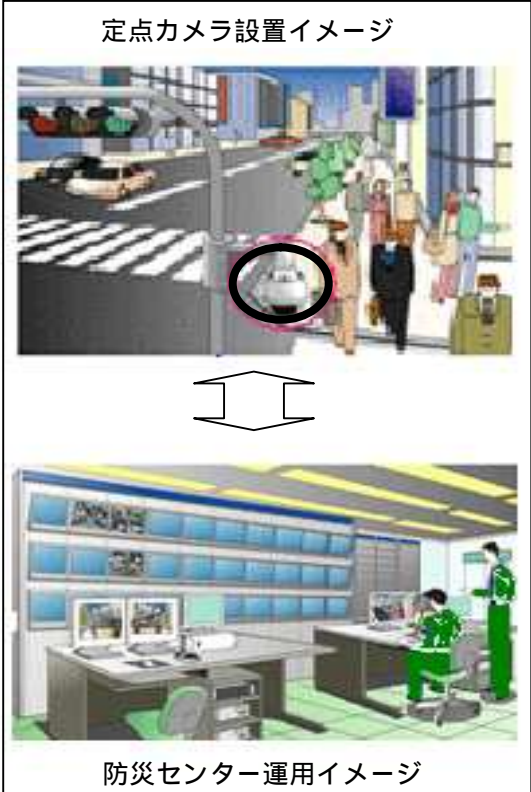
#### （2）災害対策用定点カメラの設置

道路の被害や混雑等の状況を把握し、迅速な対応を行うために、帰宅支援対象道路である日光街道等を中心に、災害対策用の定点カメラを設置し、都心から郊外の自宅等へ徒歩で帰宅する人たちを安全に誘導してまいります。

道路付近の定点カメラ、及び防災センターでの運用イメージ

道路沿いに設置した災害対策用定点カメラ（部分）を、ネットワーク回線で、区役所内の防災センターと結び、災害時の道路の状況等を把握できるようにします。

- ・設置予定台数 10台
- ・設置予定場所 日光街道沿線、北千住駅及び大踏切周辺
- ・運用開始 平成25年度末



(3) 帰宅困難者等対策用の防災備蓄倉庫の整備

駅前滞留者や徒歩帰宅者の支援と保護のために必要な食料や水、物資等を備蓄するための防災備蓄倉庫を千住地域に整備します。

- ・主な備蓄品：食料（2万人分）・飲料水・毛布・発電機・投光機・携帯電話充電器等
- ・設置場所：一時滞在施設（学びピア）の近傍（予定）

復興税を活用した足立区の防災・減災対策

- ・26年度から10年間、特別区民税を500円加算し、復興税収として総額約15億円の増収見込。
  - ・復興税は使う期間と集める期間が異なり、26年度～35年度に集め、24年度～27年度に使用。このため24年9月補正予算で24年度から防災・減災施策を実施するための20億円を計上。
  - ・24年度は建築物耐震化促進事業として、平成25年1月から建物が倒壊する危険性の高い「特定エリア」における耐震改修工事や区全域での解体除去工事などの助成を拡充。また、防災設備の整備として区立公園（一時集合場所）に「防災井戸」、「災害緊急トイレ」及び「ソーラーLED照明灯」を整備するため、11か所で設計委託を実施。
  - ・25年度はこの他にも老朽家屋対策や橋梁の耐震補強設計委託などを実施。
- ➡ 今後も防災・減災事業をさらにスピードアップし、強化していきます。

【問合せ先】

危機管理室 防災計画担当課長 山下 広幸

電話（3880）5192

## いざというときに頼れるスマホ用アプリ 「足立区防災アプリ」登場！

区内に通勤・通学している方の帰宅支援と、区内在住者の防災意識の啓発を目的に、スマートフォン向けに、防災アプリケーション「足立区防災ナビ」の無償提供を始めます。避難所への道案内や主要道路等のライブ映像、区のツイッター等による災害情報の提供等、いざという時に頼れる機能を搭載しています。

### 1 主な機能

- 足立区防災マップ及びハザードマップの表示
- 避難所等への道案内(ナビ)
- 区内道路や河川の様子を映像で確認(ライブカメラ、当初は2箇所)
- 足立区のホームページ新着情報やSNSと連動し最新情報をゲット
- 避難所や区内のコンビニ、救急病院、ガソリンスタンド、公衆トイレ等を表示。(施設名、住所、電話等)
- ナビ機能とも連動しており、災害時だけでなく普段も使える。
- 懐中電灯や防犯にも役立つ笛の機能は携帯電話の回線が使用可能な場合



### 他の類似アプリとの違い

ナビ機能をはじめ、ライブカメラや区のSNSとの連動などを足立区防災ナビのみで実現の機能に加え、懐中電灯や防犯にも役立つ笛等、とにかく多機能  
避難所だけでなく、区内の警察署、消防署、コンビニ、ガソリンスタンド、救急病院、公衆トイレ等の検索と地図上への表示、ナビが簡単できる等、災害時だけでなく日常的に使えるアプリ  
施設種別(避難所、コンビニ等)、町丁目による検索が可能のほか、検索結果から直接ナビや電話を行える等、使い勝手がよい。

### 2 提供開始 平成25年9月10日頃より

#### 【問合せ先】

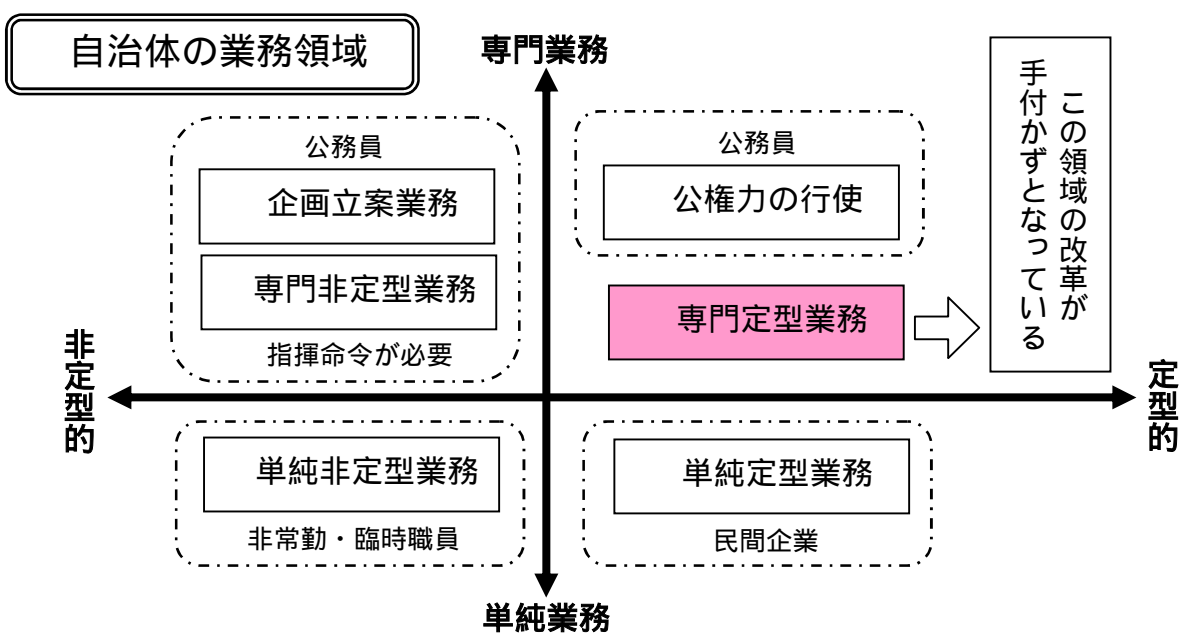
危機管理室 防災計画担当課長 山下 広幸 電話(3880)5192

## 業務の効率化と区民サービス向上を目指して 国民健康保険業務、会計・出納業務の外部化

少子高齢化による人口構造の逆ピラミッド化が一層進行し、福祉分野などの行政需要が増加する見込みの中、生産年齢人口減少による税収減で、現行の行政サービス水準の維持も困難になることが予想されます。責任ある持続可能な公共サービスを提供するため、限りある資源の効率的かつ効果的な活用につながる区政改革を進めます。

### 1 さらなる外部化の推進

学校給食の調理や公用車の運転、清掃など「単純定型業務」のアウトソーシングや公共施設への指定管理者制度導入の次なるステップとして、専門知識は必要とするものの“事務の可視化”をすることで定型処理できる「専門定型業務」の外部化（民間アウトソーシング）を推進します。



企画立案業務	
予算編成	国保・介護保険料設定
企画立案	手数料等設定
産業振興	人事 など
専門非定型業務	
観光振興	消費者行政
自然保護	施設修繕更新計画
電算システム構想	広報・広聴 など

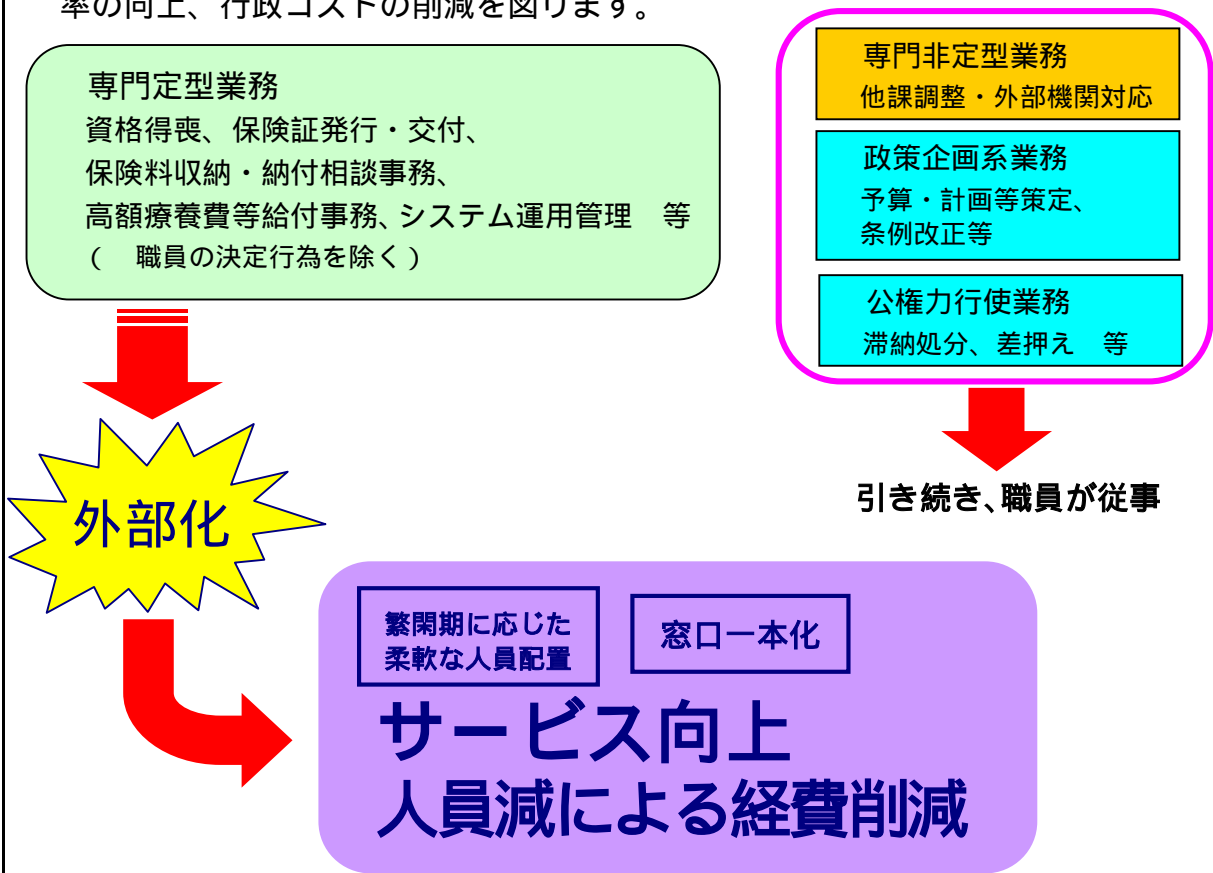
公権力の行使	
滞納処分	公の施設目的外使用
生活保護支給決定	許可 など
各種審査・決定	
専門定型業務	
戸籍事務	設計・積算・検査
国民健康保険事務	調査統計
介護保険事務	地籍調査
税関連補助業務	行政委員会事務局
会計・出納業務	窓口業務 など

単純非定型業務	
福祉サービス 保育所	受付・電話対応 物品調達 など

単純定型業務	
給食調理 公共施設維持管理 道路管理	廃棄物処理 公用車運転 など

## 2 国民健康保険業務の外部化

国民健康保険業務は専門的ではありますが、繰り返し行う定型業務です。窓口業務だけでなく、内部事務を含めた業務全般について委託可能な範囲を見極めつつ、大規模な委託を実施することで、民間視点を活かしたサービス向上と事務効率の向上、行政コストの削減を図ります。



スケジュール(予定)

平成25年1月～7月

平成25年8月～10月

平成25年11月～26年1月

平成26年4月

国保業務全般を対象に業務分析を実施

事業者からの情報収集及び委託範囲の決定

プロポーザルによる業者選定

国民健康保険業務準備委託開始

【問合せ先】 区民部 国民健康保険課長

鈴木 克己

電話(3880)5851



### 3 会計・出納業務の外部化

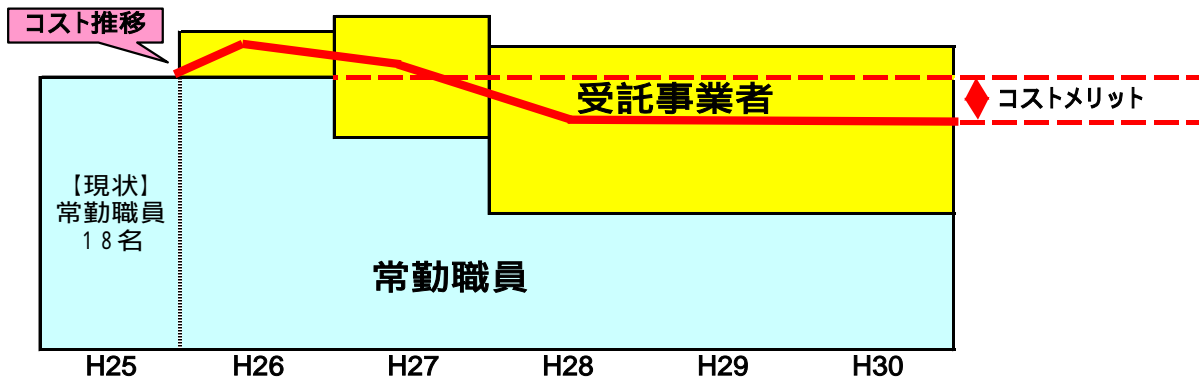
会計・出納業務は専門性が高いものの定型的であり、公権力の行使にも該当しないことから、委託可能な領域が大きく含まれています。業務の手法や工程等を可視化し標準化するとともにマニュアルの徹底を図ることにより、事務効率の向上と行政コストの削減を図ります。

#### 委託する主な業務

委託業務	業務の内容
審査業務全般	支出命令書及び請求書等添付書類の内容確認 精算書及び領収書等添付書類の内容確認 等
日計業務全般	国庫等入金管理・収入計上 支出命令書照合・執行処理・支払データ作成等
公共料金支払 源泉徴収所得税 物品事務	全庁分の公共料金支払に係る処理全般 源泉徴収所得税の収入と税務署への支出処理 物品に係る出納事務、備品管理等

外部化に伴う事務の可視化・標準化 → 全庁的事務効率向上

#### 運営体制とコストの想定（イメージ図）



#### スケジュール（予定）

平成25年6月	会計管理室全業務を対象に業務分析を実施
平成25年7月	委託可能な業務の選別検討
平成25年10月下旬 ～26年1月	プロポーザルによる業者選定
平成26年6月～	段階的な業務委託の開始

【問合せ先】 会計管理室長 登川 俊彦  
電話（3880）5807

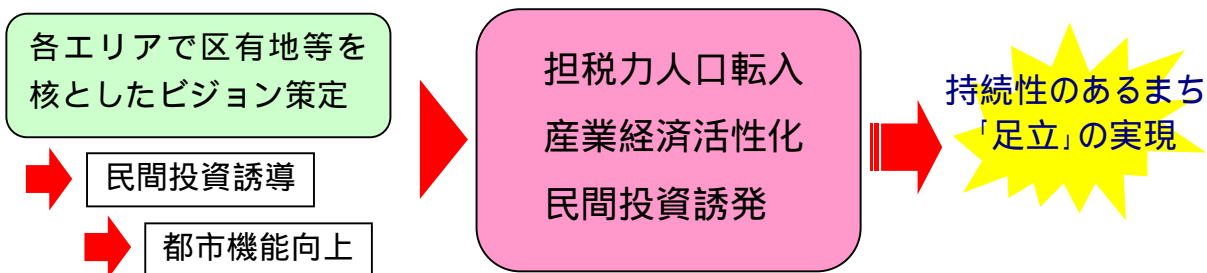
#### 4 全体のスケジュール（予定）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 ~ 30 年度
国民健康保険業務			移管 1 回目 【移管準備】 (7ヶ月) 【部分稼働】	移管 2 回目 【本稼働】	
会計・出納業務		H26.6 【移管準備】 【部分稼働】		【本稼働】	

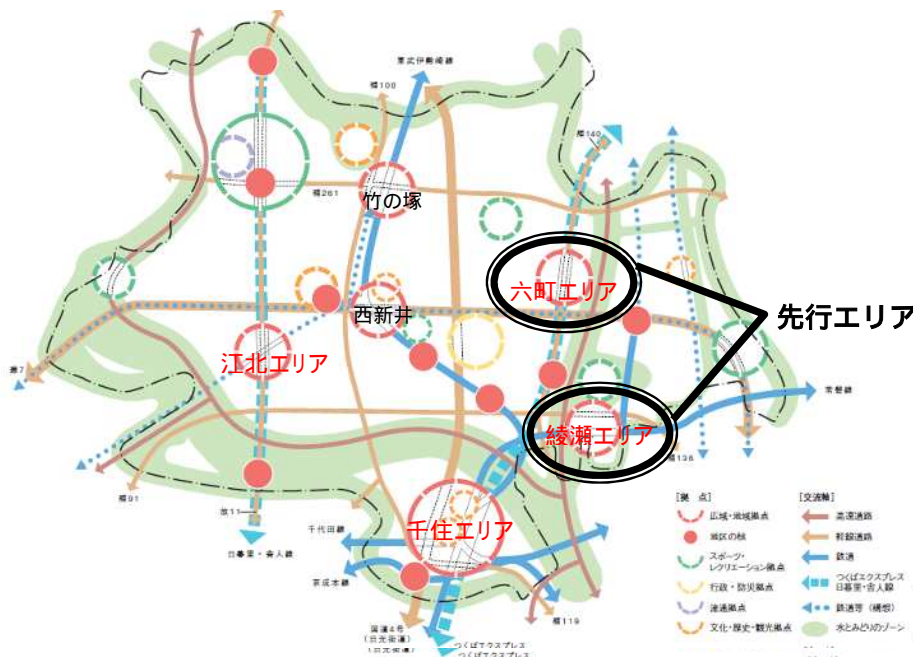
## あだちをデザインし、まちの魅力を創出 まちづくりを戦略的に誘導

足立区では、大規模な区有地等の活用について、民間活力による整備を推進してきました。千住エリアでは、東京電機大学などの教育施設を誘致して“まちの魅力”向上に成果をあげています。今後、区的发展を牽引する拠点を整備していくため、区が明確な意思を持って、新たな開発計画が見込まれるエリアで民間投資による戦略的なまちづくりの誘導に取り組んでいきます。

### 1 まちづくりを戦略的に誘導



綾瀬エリアにおいて、各種分析の結果、「人口密度によるマーケットパワーが良好」など、ポテンシャルの高さが判明したため、各エリアについても活用ビジョン案を策定し、その核となる区有地等の効率的かつ効果的な活用を図ることで、民間投資によるまちづくりを戦略的に誘導していきます。



## 2 推進体制

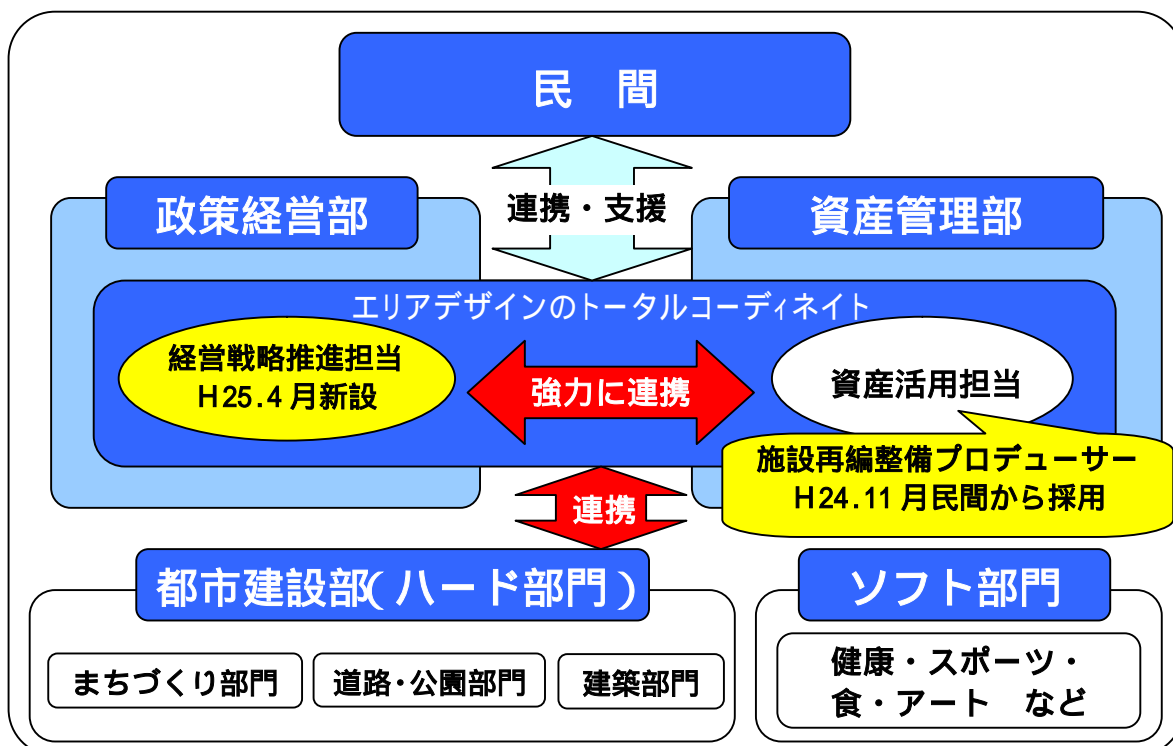
### (1) エリアデザイン推進本部

本部長 区長

副本部長 副区長

本部員 政策経営部、資産管理部、都市建設部をはじめとする職員で構成

### (2) 期間 平成25年度から平成27年度の3カ年を予定



## 3 対象エリア 括弧内は拠点となる区有地等の概要

千住エリア(全域)

綾瀬エリア(東綾瀬一丁目 約7,380㎡ 旧こども家庭支援センター用地)

江北エリア(江北四丁目 約37,000㎡ 都住建替創出用地)

六町エリア(六町四丁目 約3,640㎡ 駅前用地)

## 4 今後の予定

まずは、駅付近に大規模な区有地を保有している「綾瀬エリア」、「六町エリア」を先行エリアとして取り組んでいきます。

平成25年度 綾瀬エリア・六町エリアの活用ビジョン案を策定

平成26年度 綾瀬エリア 事業者プロポーザルを実施予定  
(旧子ども家庭支援センター用地)

【問合せ先】政策経営部 経営戦略推進担当課長

佐々木 拓

電話(3880)5811



足立区

定例記者会見資料  
平成25年9月6日  
地域のちから推進部地域文化課  
松野課長(3880)5985

## 新出資料も盛り沢山 郷土博物館特別展 「大千住展」 - 町の繁栄と祝祭 開催

江戸時代宿場町として栄えた千住は、明治・大正・昭和初期と物流及び商業の拠点として一段の繁栄を迎えます。この盛況ぶりを表し、当時千住地域は「大千住(おおせんじゅ)」と呼ばれていました。

今回の特別展は、この「大千住」をキーワードに町の人々が伝えてきた資料を中心に展示し、これまで紹介されてこなかった近代千住の歴史と文化をご紹介します。

また、千住の方々のご協力により、確認できた新出資料や千住生活史調査(区制80周年事業)の成果なども展示します。

「大千住」という言葉の初見は、明治18年の新聞記事。また、森鷗外「カズイスチカ」にも記述があります。ただし、現在「大千住」とう言葉を記憶している人は少ない。

### 大千住展

1 会期 平成25年11月6日(水)～平成26年1月26日(日)

2 展示構成(主な展示資料)

展示コーナー1「披露する町」

毎年の祭礼は町が誇る美術工芸品などを披露する場であり、千住の町全体があたかも美術館のようでもありました。

(千住四丁目氷川神社山車、千住仲町氷川神社四神しじんぼこ銚、東京大相撲板番付いたばんづけなど)

展示コーナー2「披露する家」

千住の商家では、四季折々に床の間をしつらえる調度品として絵画や木彫を披露し、作者である画家や木彫師とも日常的なつながりがありました。

(狩野素川寿信かのう そせん としのぶ「群鶴ぐんかくずびょうぶ図屏風」、谷文一たにぶんいち「雨中うちゅう鶏けいず図屏風びょうぶ」など)

展示コーナー3「千住宿から大千住へ」

江戸時代の千住の姿と催事の様子をご紹介します。

(千住宿図、江戸名所図会、千住が描かれた浮世絵など)

展示コーナー4「千住の建物」

千住の見られる江戸末期から昭和初期の建物に関する資料をご紹介します。

(横山家家相図、高田家屋敷図、同潤会千住緑町住宅設計図など)

【「大千住展」の主な展示資料】



千住仲町氷川神社「四神銚」のうち朱雀 すざく

明治 16(1883)年 千住四丁目氷川神社山車



狩野素川寿信「群鶴図屏風」 千住4・横山佐吉氏蔵



古写真 大正時代 3基の山車の巡行



江戸末期「掃部宿小型厨子」  
千住仲町・若田昇一氏寄贈



古写真 大正7(1917)年 祭礼時の屏風披露

## プレ展示「山車の装飾」

- 1 会期 9月29日(日)～10月20日(日)
- 2 展示資料 千住四丁目氷川神社祭礼山車の装飾品(静御前人形、四方幕など)

会場は、とも 足立区立郷土博物館(足立区大谷田5-20-1)

## 関連イベント

郷土博物館だけでなく、千住の町で「大千住展」関連のイベントを開催します。

### 山車の組み立て披露

千住四丁目氷川神社氏子会のご協力で高さ7.5mの山車が組み立て上げられます。

【日時】10月26日(土)午後2時～3時 【会場】郷土博物館

### パネル展「千住歴史大全」

千住の歴史と文化の魅力を丸ごとパネル展示でご紹介します。

【会期】10月30日(水)～11月14日(木)

【会場】東京電機大学ギャラリー(千住旭町) 中央図書館(千住5)やギャラクシティ(栗原)においても、一部巡回展示をします。

### 「千住の巢兆」展

江戸時代の千住に暮らした俳諧師で絵師の建部巢兆たけべそうちょうの絵画等およそ50点を、あだち拓本研究会と郷土博物館の協働でご覧いただきます。

【会期】11月1日(金)～5日(火)【会場】シアター1010 ギャラリーB(11F)

建部巢兆(1761-1814)は千住河原町の間屋藤沢家の人で、千住関屋に秋香庵を設けて活躍し、俳諧師の江戸三大家として有名でした。洒脱な巢兆の作品は江戸後期から長く地元千住の人々に愛されています。

### 中央図書館トークイベント

町歩き達人が千住のまちの魅力について語ります。「あたしが千住に惚れた理由わけ」

【期日】12月15日(日)午後2時 【会場】学びピア21 【出演】なぎら健壹氏

## 【問合せ先】

地域のちから推進部 地域文化課長 松野 美幸 電話(3880)5985